

令和3年9月13日
教育委員会総務課
行政係 内線4525

知事の権限に属する事務に係る補助執行の協議について

1 決定

令和3年8月24日付け総第323-2号にて、知事から協議のあった「地方自治法第180条の2の規定による補助執行について（協議）」について、同意する。

2 補助執行

(1) 補助執行事務

教育委員会の所掌事務の執行に関する県を相手とする訴訟（行政事件訴訟法第11条第6項の規定により教育委員会が裁判上の一切の行為をする権限を有するものを除く。）の処理に係る事務

(2) 補助執行職員

教育次長

教育次長（指導担当）

【参 考】

○ 地方自治法第180条の2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。